平成２４年（フ）第４８号
茨城県行方市山田1915番地２
債務者　石上　公一
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第９５７号
京都市山科区勧修寺平田町55番地の５
債務者　創英通信こと　三好　康夫
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳田　　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９８８号
京都市左京区一乗寺青城町141番地
債務者　早瀬　茂樹
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高山　博司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２４６号
福井市市波町第23号２番地９
債務者　山下　信彦
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端　将一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７１号
札幌市北区麻生町５丁目９番15―517号
債務者　青野　文俊
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白　　諾貝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６５７号
札幌市厚別区厚別東４条８丁目15番29号
債務者　岸田　聡美
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平澤　卓人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９６号
北海道旭川市豊岡６条２丁目７番１号　桂ＭＳ　１Ｆ中
債務者　丸山　隆義
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大箸　信之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５６９号
埼玉県ふじみ野市北野２丁目７番２号
債務者　小池　美鈴
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７７号
福岡県久留米市国分町1060セジュール国分202、住民票上の住所山口県周南市室尾１丁目２番10号
債務者　中本　　博
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　通山　和史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４５９０号
大阪市平野区喜連５丁目３番８号　ＬＫフレンスイーダー202号室
債務者　小林美知子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５９３号
大阪市住之江区北島３丁目12番２号
債務者　久保　斐子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５９８号
大阪市都島区中野町２丁目４番19―519号
債務者　伊藤　秀和
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６００号
大阪府四條畷市美田町４番14号
債務者　中村　彰造
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６０２号
大阪府豊中市上野西４丁目５番37号
債務者　益森　眞一
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６０３号
大阪府豊中市上野西４丁目５番37号
債務者　益森眞佐子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６１０号
大阪市中央区中寺２丁目１番64号　プリマヴェーラ302、住民票上の住所大阪市生野区巽中２丁目５番21号
債務者　棟朝　公子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８号
兵庫県小野市東本町382番地の３
債務者　井上　　昇
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第２７号
福岡県大牟田市沖田町324番地１
債務者　吉川　博子（旧姓緒方）
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部